

## ☆学校に常勤看護師を 川崎の母、市議会に請願

東京新聞 社会 2017年8月5日 朝刊

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201708/CK2017080502000126.html>

＞ ◆子に医療ケア 付き添い全国388件

重い病気を抱える子どもが普通学級で学べるよう、教育現場に看護師を常駐させてほしいと訴える請願が川崎市議会に出された。現在は母親が学校に付き添い、流動食の摂取、たんの吸引など医療的ケアを行っている。同様に保護者が付き添う事例は全国公立小中学校で三百八十八件あり、自治体の手厚い支援の在り方が課題となっている。

請願を出したのは、川崎市宮前区の小関かおりさん（48）。次女の市立小五年リナさん（11）にはダウン症と脳性まひの持病があり、自力で歩けない。喉に付けた器具で呼吸し、胃に穴をあけて通したチューブで栄養を送っている。

学校へは小関さんが車で送迎し、たんの吸引に備え下校まで校内で待機する。休み時間にはチューブで水分補給し、給食はミキサーで流動食にして注入する。



夫は入院中で、収入はない。リナさんの姉の中学二年の長女もおり、小関さんは「長女の大学進学をかなえるには、私が働かなくては。看護師が学校にいてくれると、送迎以外の時間に働けるのですが…」。

市議会への請願は、リナさんが通う小学校と将来進学する中学校に、医療的ケアをしてくれる常勤看護師を配置すること。六月七日に受理されたが、審査時期は未定で、訴えが実現するかは不透明だ。

市によると、ケアが必要な児童生徒は、市立小中学校に十一人いる。市には一週間に最大三時間、看護師を学校に派遣する制度があるが、小関さんの望みは制度の拡充だ。

常勤の看護師がいる特別支援学校に通わせる選択肢もあるが、車で片道二十分かかる不便さや、「地域に友達をつくってやりたい」との親心から、地元の学校に通わせたいと願う。「地域の人たちにも、こういう子が住んでいると知ってほしいのです」

### ◆国補助でも少ない導入

医療の進歩により、重い病気を抱えながら家庭で暮らす子どもが増えている。たんの吸引などが日常的に必要な「医療的ケア児」（十九歳以下）は、厚生労働省の二〇一五年度の推計で全国に約一万七千人と、十年前の一・八倍だ。

公立小中学校に保護者が付き添う事例は、文部科学省の一五年五月現在の調査で全国に三百八十八件。うち三百二十六件が「看護師が学校にいない」「常駐ではない」と

答えた。

国はサポートを手厚くしようと昨年度、児童福祉法に支援を明記。これに伴い、自治体が小中学校に看護師を常勤させたり、一時派遣したりする経費の三分の一の補助を始めた。

これを活用し、首都圏政令市で唯一、看護師を常駐させているのが横浜市だ。本年度から医療的ケア児一人が通う小学校に置いた。経費は六百万円で、うち四百万円が市の負担。市内には対象児童が他に八人おり「要望が出れば前向きに検討したい」。

一方、東京都内では昨年五月現在、看護師計九人がケアに当たる。ただ事業主体は区などで、都は常勤か一時派遣か把握していないという。

NPO法人医療ケアネット（京都市）の中畑忠久理事は「子どものケアで忙しく、地域から孤立する保護者は多い。自治体はそれぞれの事情に合わせ柔軟に対応してほしい」と話している。

…などと伝えています。



#### △川崎市議会 請願受理一覧 2017年7月21日

<http://www.city.kawasaki.jp/980/page/0000085469.html>

>・034 医療的ケアの必要な子どもが、親の付き添いなく、

地域の小・中学校へ通えるように、常勤看護師の配置を願う請願

受理年月日：平成29年6月7日 付託委員会：文教

請願文 PDF

<http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000085/85469/seigan034.pdf>

>>請願第 34号

平成29年 6月 7日

川崎市議会議長 松原成文様

宮前区在住者

医療的ケアの必要な子どもが、親の付き添いなく、地域の小・中学校へ通えるように、常勤看護師の配置を願う請願

#### 請願の要旨

医療的ケアのある子どもが、親の付添いなく、地域の小・中学校へ通うことができるよう、常勤看護師の配置をお願いいたします。

#### 請願の理由

##### 1 医療的ケアの必要な地域小・中学校へ通う子どもの現状

現在、市内の地域小・中学校へ通う医療的ケアの必要な児童は、親の付添いがないでは通えない状況です。一人一人の状態によりケアの分量が大きく

異なり、日に一度だけ親が行けばよい場合もあれば、登校から下校まで常に付添いが必要な場合もあります。

本市の事業として、ケアの程度に関係なく、一律週3時間の看護師派遣をいただけたことになりました。事業が始まって6年目に入りましたが、過去に事故などの報告はないそうです。

## 2 我が家の現状

娘は土橋小学校の5年生で、特別支援級に在籍させていただいております。娘は気管切開によるたんの吸引、えん下障害による胃ろうでの栄養注入が必要です。そのため母親である私が、一日待機部屋において適宜ケアを行っております。

我が家は6年前の事故により、夫が植物状態となり、現在も継続入院中です。したがって収入はなく、社会手当と預貯金を切り崩して生活しております。現在はなんとか生活できていますが、他に中学2年生の娘がおり、大学に行きたいという夢をかなえてあげるためには、今のままではかなり厳しい状況になってくることが予想できます。医療的ケアが必要な次女が生まれた時から母親が付きっきりの生活が続いており、長女には多くの我慢、寂しい思いをさせています。

## 3 子どもの自立のハードルになっている母親の付添い

母親の付添いの上で娘は学校生活を送っておりますが、母親が学校にいることは理解しており、友達との関係は大変良好ではありますが、母親の姿を見るとしがみついてきたり、周りをあまり見なくなってしまうという弊害も起こってきています。今後成長し、自立を目指す上で、このまま母親から離れられなくなってしまうのではないかと大変心配しております。

ある日、交流級の児童に「お母さんがいつも学校にいるってあり得ないよね」と言われました。健常児からすると、母親が学校に常駐することを奇異に感じたようです。子どもたちに、医療的ケアのある児童は親が付き添うのが当たり前、という偏見を与えてしまうのではないかとこの心配もあります。

## 4 政治的・社会的にも医療的ケアへの対応が求められている

去る5月2日に、NHKEテレ「ハートネットTV」の「障害のある子どもと学校」という番組に出演させていただきました。医療の進歩により医療的ケア児が増加する昨今、テレビや新聞において医療的ケアの必要な子どもと家族がテーマとして数多く取り上げられております。それだけ、政治的・社会的に医療的ケアについて対応が求められるようになってきています。

## 5 法律上も常勤看護師が必要とされている

平成28年度の障害者総合支援法、児童福祉法の改正により、医療的ケアを要する児童に対する支援が初めて法律に明記されました。同時に厚生労働省、

内閣府、文部科学省の連名による医療的ケア児への支援に関する通達が発布されました。これは極めて異例だということです。文部科学省の29年度予算に、学校における医療的ケア実施体制構築事業が新規に挙げられています。親しい弁護士に相談したところ、小・中学校へ常勤看護師が配置されないことは、障害者差別解消法による「不当な差別的取扱い」であり、「合理的配慮の不提供」に当たるとの見解を頂きました。「不当な差別的取扱い」をしてはならないという規定は、法律上、例外を許さない強い規定です。本市は、

「川崎市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めており、その別紙の中で、「不当な差別的取扱い」に「障害者でない者に対しては付さない条件を付けること」も含むと明記しています。

「合理的配慮」には「過度の負担を課さないものをいう。」という文言がありますが、文部科学省のインクルーシブ教育システム推進事業において、医療的ケアのための看護師配置を拡充するという一方で、小・中学校の看護師配置費用の3分の1を国が補助することが盛り込まれたことにより、法律上、自治体が「常勤看護師の配置ができない」ということが言えない状況になったと理解しています。

#### 6 他自治体における、常勤看護師配置の状況

今年度から、横浜市において地域校への常勤看護師配置が制度化されました。長年にわたり先進的に取り組んでいる大阪府はもちろんのこと、被災地である熊本市や北海道など、積極的に進めている自治体が増えており、法律の改正を受け、広がりを見せています。

横浜市の配置により、神奈川県内の政令市において、時間限定の看護師派遣を行っているのは、本市のみとなりました。

#### 7 「いろいろって、未来。」多様性を認めるまち、「最幸のまち」を目指す「川崎市」

150万人都市となった本市では、健康・医療・福祉・環境といった問題に貢献すべく、国際成長戦略をうたうプロジェクトもあります。そのような構想を掲げる本市が、小・中学校への常勤看護師配置事業を制定することは、決して難しいことではないと考えます。

今年度から、保育園において看護師配置が始まり、医療的ケアの必要な子どもも通うことができるようになりました。しかし今、保育園に通えていても、義務教育である小学校入学に当たり、現行のままでは、親が働くことを断念して付き添うか、子どもを特別支援校に入れることしか選択肢がなくなります。保育園の事業が「子育て支援」であるならば、小・中学校においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

医療的ケアの必要な子どもたちが、自分が行きたい、親が行かせたい学校

へ、親の付添いなく、一人で通うことができる選択肢も与えてください。子どもたちは刻一刻と成長を続けております。本人の自立のための常勤看護師配置実現を早急をお願いいたします。

母親である私は、障害児を育ててきた経験と大学で学んだ知識やスキルをいかして、障害を持つ当事者やその家族を支える仕事に就きたいと思い、昨年大学を卒業し社会福祉士の資格を取得しました。しかし、現状ではその資格をいかして働くことができません。一人の社会人として、社会に貢献したいという希望と、父親がいないことで、子どもたちにふびんな思いをさせないような家庭の自立のためにも、常勤看護師配置の早期実現をよろしくお願いいたします。そして、私の子どもの後続く、医療的ケアが必要な子どもたちの未来のためにも、特段の御配慮をお願いいたします。

紹介議員

吉 沢 章 子

沼 沢 和 明

市 古 映 美

織 田 勝 久